

# Weekly Report

第608号  
令和3年7月5日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和3年分の路線価が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となる令和3年分の路線価及び評価倍率を公表しました。

### ◆令和3年分の路線価は6年ぶりに下落

路線価等は1月1日を評価時点として地価公示価格等を基にした時価の80%程度を目途に評価しており、その年の相続、遺贈又は贈与で取得した土地等の評価額の基準として例年7月に公表されます。

令和3年分は、新型コロナの影響で観光地や繁華街などの地価が下落したことにより、全国の標準宅地における評価基準額の全国平均は前年比マイナス0.5%となり、6年ぶりに下落しました。

都道府県別でみると、上昇したのは7道県で、福岡県が最も高い上昇率(1.8%)となっています。なお、全国の路線価で最も高かったのは、36年連続で東京都中央区銀座5丁目「銀座中央通り」(1㎡当たり4592万円)ですが、9年ぶりの下落(7.0%)となりました。

## ◆相続等で取得した土地の評価方法は

相続等で取得した土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線価(道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額)が定められている土地は形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて計算します。一方、路線価が定められていない土地は固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

なお、被相続人(亡くなった方)の居住又は事業に使用されていた宅地を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます(居住用宅地の場合は330㎡まで80%減額)。

## 本年10月から免税販売手続の完全電子化

外国人旅行者等に通常生活に使用される物品を販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店(輸出物品販売場)は年々増加していましたが、官公庁によると、本年3月末日時点で全国5万4722店と半年前の調査から0.7%減少しました。

なお、昨年4月に免税店における免税販売手続が電子化されましたが、経過措置として本年9月まで従来の書面による手続も可能となっています。

本年10月以降は完全電子化となり、免税販売を行うには、購入記録情報をインターネット回線等を通じて国税庁へ送信する必要があることから、未対応の事業者は購入記録情報の送信方法の決定し、税務署へ届出書を提出する必要があります。

## コロナ感染防止とともに熱中症予防も

熱中症は7月頃から多く発生していますので、新型コロナの感染防止とともに注意が必要です。

特に、マスク着用は、熱中症のリスクが高くなりますので、屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、マスクをはずすようにします。また、のどが渇いていない場合でもこまめに水分補給します。

★7月12日(月)は、\*納期の特例適用者源泉所得税(1月～6月分)の納付期限、\*健保・厚年の算定基礎届の提出期限、\*労働保険の年度更新の申告・保険料納付等の手続き期限です。